

人と物流の、お互い助けあうハンド・ハンド

新刊1968号

あなたが必用な物流情報は、ワイドに、グローバルに、正しく、わたしたちの情報は、新しい「物流」の権威となる。

物流ニッポン

LOGISTICS NIPPON

株式会社 物流ニッポン新聞社 <https://logistics.jp/>

フリーダイヤル 0120-11-5655 電子メール nippon@logistics.jp

Japan Trucking Association **JTA** 広報 **とらつく**

since 1953

毎月1日・15日発行

7月20日号

発行所 公益社団法人 全日本トラック協会
〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番地5
全日本トラック協会会館
☎ (03) 3354-1029 (総務部広報室)
<https://jta.or.jp>

※掲載に関するお問い合わせは記事まで
(定例・特記なき限り/各社の掲載料は各社に各社)

関係省庁を一堂に参集!! 各々政策を述べ理事会でけじめ!

第225回常任理事会・第207回理事会合同会議

全日本トラック協会は7月11日、東京都港区の第一ホテル東京で第225回常任理事会・第207回理事会合同会議を開催した。

同会議には、国土交通省の鶴田浩久物流・自動車局長、7月1日付で就任した山本巧道路局長をはじめ、厚生労働省、警察庁、経済産業省、農林水産省、資源エネルギー庁、公正取引委員会、中小企業庁の各省庁から「物流の2024年問題」解決に取り組む代表者が参集。全国の会員事業者に対して、「物流の持続的成長を何としても実現させる」という強固な姿勢を力強くアピールした。



坂本 克己
全協会長



厚生労働省、警察庁、経済産業省、農林水産省、資源エネルギー庁、公正取引委員会、中小企業庁の代表者

会議では、坂本克己会長のあいさつに続き、来賓として出席した国土交通省の鶴田浩久物流・自動車局長と山本巧道路局長があいさつした(詳細2面)。

議事では、①会員の入退会および代表者の変更(案)、②委員会規程の一部改定(案)について審議を行い、原案通り承認した。

②では、全協常任委員会等の新設・統合・変更について承認。多重下請構造や業界内の適正取引、荷主との適正取引、独占禁止法および下請代金支払遅延等防止法などを所管する「適正取引委員会」を新たに設置するほか、道路委員会とドライバ―施設推進委員会を統合して「道路・施設委員会」とする。また、経営改善・DX推進委員会と環境対策・GX推進委員会の名称をそれぞれ変更する(詳細2面)。併せて、全協副会長の今年度の抱負を決定した(詳細2面)。

引き続き、「物流の2024年問題」解決に取り組む関係省庁の代表者が、あらゆる施策を総動員し、我が国の物流の持続的成長の実現に取り組んでいくという強い決意を、全国の会員事業者に示した(詳細2面)。



鶴田浩久国土交通省物流・自動車局長



山本巧国土交通省道路局長

与党国会議員約260人が参集「政経懇談会」を開催



森山裕自由民主党総務会長による乾杯の発声



北側 一雄
公明党トラック議員懇談会会長挨拶



加藤 勝信
自由民主党トラック輸送振興議員連盟会長挨拶

常任理事会・理事会合同会議に引き続き、来賓として加藤勝信自由民主党トラック輸送振興議員連盟会長と北側一雄公明党主党や公明党など、約260人の国会議員が参集があいさつ(詳細2面)。

その後、森山裕自民党総務会長による乾杯が行われ、多くの国会議員と会員事業者が強い絆を深めた出席議員一瞥は3面。

製品管理・作業環境をサポート 高品質で堅牢な営業倉庫『ハイブリッドフレックス』

明るい空間

採光性の高い膜屋根により、昼間は照明なしでも、作業可能。消費電力を大幅に削減します。

高耐候&長寿命

屋根材として、高強度膜材を採用することにより、耐久性が格段にアップしました。

軟弱地盤で威力を発揮

軽鋼鉄骨を使用しているため、地盤を問わず施工可能。杭工事は殆どの場合必要ありません。

防犯性の向上

堅牢なガルバリウム鋼板を外壁に採用。大切な保管品を、盗難被害から守ります。

●信頼の実績 **ハイブリッドタイプ**

営業倉庫として現在活躍中の、スタンダードなハイブリッドフレックスハウス。

●要望に応じて新登場! **ハーフハイブリッドタイプ**

コストを抑えた、ハーフハイブリッドもラインナップに加わりました。

●多用途展開に対応可能 **クレーン付きタイプ**

大型クレーンの設置により、作業効率がアップ。

MakMax 太陽工業株式会社

<https://www.taiyokogyo.co.jp>

一級建築士事務所/特定建設業大臣許可(特-28)第381号/(一社)日本膜構造協会正会員

東京本社
〒154-0001 東京都世田谷区池尻2-33-16 tel:03-3714-3317

大阪本社
〒532-0012 大阪市淀川区木川東4-8-4 tel:06-6306-3085

仙台 tel:022-227-1364 / 千葉 tel:043-243-4770

名古屋 tel:052-541-5120 / 広島 tel:082-261-1251

福岡 tel:092-411-8003

QRコードを読み取ると全国の施工事例がご覧いただけます。

星野良三名誉会長がご逝去



星野良三全日本トラック協会名誉会長が、7月6日にご逝去されました。享年87歳でした。謹んでお悔やみ申し上げます。

星野名誉会長は、平成23年6月23日に開催した通常総会・理事会で第13代会長に就任されました。同年3月11日に発生した東日本大震災では、業界を挙げて展開した救援物資輸送などの貢献が評価され、24年に全ト協は「防災功労者内閣総理大臣表彰」を受け、星野名誉会長が当時の野田佳彦首相から表彰状を授与されました。

また、24年以降、燃料価格の高騰が繰り返されたことを受け、25年9月に星野名誉会長を本部長とする「燃料高騰対策本部」を設置。26年11月に開催した「トラック業界の要望を実現する会」では全国で約207万人の署名を集めるなど、燃料高騰対策の推進に尽力されました。

星野名誉会長は、会長職を3期6年務め、トラック運送業界の発展に多大なる貢献を果たされました。なお、葬儀については家族葬にて執り行い、後日お別れの会が執り行われます。

政経懇談会来賓あいさつ(要旨) (一面に関連)

加藤 勝信
自由民主党トラック輸送振興議員連盟会長
輸送振興議員連盟として、も取り組んでまいりたいと考えております。本日の政経懇談会には、多くの自民党国会議員も参加させていただいております。トラック運送業界の持続的発展に向けて、自民議員一丸となつて頑張つてまいります。

北側 一雄
公明党トラック議員懇話会会長
先日の通常国会では、貨物自動車運送事業法等の改正を実現しました。実効性を高めるためには、何といたしても荷主の理解を得ていかねばなりません。そのため規制をさらに強化させていただきます。

鶴田 浩久
国土交通省物流・自動車局長
私は平成2年に旧運輸省に入省しましたが、この年は物流二法が施行になった年でもあります。それから三十数年を経て、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律が成立しました。この三十数年を経て、新しい法律の下で新しい物流を創っていくという

常任理事会・理事会合同会議 (一面に関連)
来賓あいさつ(要旨)
任であるのではないかと感じております。今から6年前には、議員立法により改正貨物自動車運送事業法が成立し、標準化に関する制度が策の深度化に関する制度ができました。また、1年前にはこれらの制度の期限が当分の間延長になり、その上立って新しい物流の法律ができました。これを、トラック運送業界の持続的成長に向けた大きな歩に

関係省庁代表者発言(要旨) (一面に関連)

山本 巧
国土交通省道路局長
道路は、トラック運送業界の皆様と切っても切れない関係であり、皆様方が高速道路料金につきましても、改善に向けた投資の

●厚生労働省
尾田 進 大臣官房審議官(労働条件政策、働き方改革担当)
直し、物流効率化を進めていき、特に悪質な荷主に対しては徹底的に指導してまいります。

●農林水産省
藏谷 恵大 大臣官房新事業・食品産業部 食品流通課長
我々の業界でも60以上の自主行動計画を作成し、取り組みを進めておりますが、引き続きハレットの導入を強力に推進し、集出荷場や卸売市場における荷待ち時間・荷卸し時間の削減に努めてまいります。

●警察庁
阿部 竜矢 長官官房審議官(交通局担当)
安全の確保と事故の撲滅に向けて、引き続き取り組んでまいりますので、皆様方からのご指導をよろしくお願ひ申し上げます。

●経済産業省
平林 孝之 商務・サービスグループ 消費・流通政策課長 兼 物流企画室長
燃料油激変緩和事業のご協力、ありがとうございます。運送業界にとって燃料は生命線だと思っております。燃料の安定供給、価格の安定に向けて頑張つてまいります。

●公正取引委員会
戸塚 亮太 事務総局経済取引局取引部 企業取引課 課長補佐(総括担当)
先月閣議決定されました「骨太の方針」などでは、下請代金支払遅延等防止法(下請法)の執行強化、下請法改正の検討を行うといった旨が盛り込まれております。公正取引委員会ではこうした提言をしっかりと受け止め、頑張つてまいります。

執行部一覽

副会長



小林 和男
中越運送(株)会長



小丸 成洋
福山通運(株)社長



馬渡 雅敏
松浦通運(株)社長



寺岡 洋一
由良陸運(株)社長



庄子 清一
株式会社運送会長



吉田 修一
相模運輸(株)社長



山口 嘉彦
株式会社エスラインギフ会長



二又 茂明
久留米運送(株)CEO



赤上 信弥
秋田市場運送(株)社長



御手洗 安
大西運送(株)社長



楠木 寿嗣
瀬戸内陸運(株)社長



松橋 謙一
山登運輸(株)社長



水野 功
千代田運輸(株)社長



杉山 千尋
日本通運(株)副社長



平島 竜二
株式会社岸貝物流社長



理事長
若林 陽介

全ト協副会長の担務一覽

全日本トラック協会は副会長の常任委員会等の担務を次の通り決定した。(一面に関連、敬称略)

常任委員会等		
委員会名	氏名	担当役員等
総務委員会	小林 和男	山崎(専務理事)
「転換期」対応特別協議会	小丸 成洋	若林(理事長)
物流政策委員会	馬渡 雅敏	松崎(専務理事)
道路・施設委員会	寺岡 洋一	松崎(専務理事)
経営改善・DX委員会	庄子 清一	山崎(専務理事)
広報委員会	吉田 修一	山崎(専務理事)
次世代新技術対応小委員会	山口 嘉彦	佐竹(役員待遇審議役)
環境対策・GX委員会	二又 茂明	佐竹(役員待遇審議役)
労働安全・災害防止委員会	赤上 信弥	齋藤(交通・環境部長)
適正化事業委員会	御手洗 安	山崎(専務理事)
青年部会・女性部会担当	楠木 寿嗣	山崎(専務理事)
交通対策委員会	松橋 謙一	佐竹(役員待遇審議役)
税制委員会	水野 功	松崎(専務理事)
物流ネットワーク委員会	杉山 千尋	土屋(輸送事業部長)
適正取引委員会	平島 竜二	松崎(専務理事)
役員選考委員会	小林 和男	山崎(専務理事)

<政治連盟>	
全日本トラック事業政治連盟	浅井 隆

常任委員会等の新設及び名称変更

現	新
総務委員会	総務委員会
「転換期」対応特別協議会	「転換期」対応特別協議会
物流政策委員会	物流政策委員会
道路委員会	道路・施設委員会(統合)
ドライバー施設推進委員会	
経営改善・DX推進委員会	経営改善・DX委員会(変更)
広報委員会	広報委員会
次世代新技術対応小委員会	次世代新技術対応小委員会
環境対策・GX推進委員会	環境対策・GX委員会(変更)
労働安全・災害防止委員会	労働安全・災害防止委員会
適正化事業委員会	適正化事業委員会
交通対策委員会	交通対策委員会
税制委員会	税制委員会
物流ネットワーク委員会	物流ネットワーク委員会
-	適正取引委員会(新設)

ニュース・ターミナル (トラーの協会ニュース)

全下協に対し 農林水産大臣が感謝状

令和6年能登半島地震における緊急物資輸送対応が評価され、農林水産大臣から感謝状を贈呈された。

全日本トラック協会が、令和6年能登半島地震において被災地に緊急物資輸送にあたり、被災地において被災地に緊急物資輸送にあたり、被災地において被災地に緊急物資輸送にあたり...

安全対策・物流の2024年問題への対応など推進

第66回海上コンテナ部会

7月4日、第66回海上コンテナ部会(藤本幸二部会長)総会が埼玉県さいたま市で開催された。

食料・医薬品・日用品の輸送確保を目的とした緊急物資輸送体制を構築し、食料や水などの緊急物資輸送にあたり...

農水省では、全下協をはじめ多くの企業・団体等の協力により食料品

や役務の提供を受け、被災地にとって必要な食料品等の供給ができたこと等を評価し、農林水産大臣等に対して農林水産大臣感謝状を贈呈することを決めた。

なお、全下協とともに緊急物資輸送にあたり、被災地において被災地に緊急物資輸送にあたり、被災地において被災地に緊急物資輸送にあたり...

国土交通省物流・自動車局安全政策課が公表した「国際海上コンテナガイドライン及び「ミューラル」の更なる周知と徹底

食料および福祉施設の運営時間を変更

矢板トラックステーション 矢板TSでは8月1日(日)から、食料および福祉施設の運営時間を変更する。

全日本トラック協会は、5月に事業用トラックが第1当事者となる重大事故が相次いだことと、令和5年度の車籍別交通事故統計分析結果で、4年比で約1.4倍に急増したことを重く受け止めて、リーフレット「飲酒運転根絶に向けたトラック運

送業界の取り組みの強化について」を制作、全国のトラック協会を通じて会員事業者へ飲酒運転根絶を呼びかけている。また、トラック運送業界全体として刷新し込んでいる。

愛知県トラック協会(寺岡洋一会長)は7月8日、中日高速道路(NEXCO中国)と合同で、名神高速道路尾張二

【第131回】 一般ドライバーが怖いと思う運転は厳禁

夏休みと言えば、かつてはお盆の時期に集中していましたが、現在では交代で夏休みを取得している事業者も少なくありません。これからの時期は、夏休みを利用して、レジャー等にかけている人が増えることが予想されます。なかには、車の運転に慣れていないドライバーが運転することもあります。トラックドライバーが安全運転に徹するのはもちろんのこと、一般ドライバーが怖いと思う運転は控えてください。

●一般ドライバーが「怖い」と思う運転は厳禁

Aさん「先日マイカーで出かけた時に、ちょっと怖いトラックを見かけたんだ」 Bさん「Aさんの前でよくやるな。それで、どんな運転をしていたんだい。あおり運転かな」 Aさん「急な車線変更だよ。ウィンカーが点いたと思ったらすぐに僕の前に車線変更してきたんだ。ひょっとしたら車線変更してくるかなと思ったので、減速していたけれど、そのまま走り続けていたらもっと怖い思いをしただろうね」 Bさん「もしAさんが同乗していたら、そのドライバーには厳重注意だね」 Aさん「それはそうだよ。僕は走る広告塔だよ。会社・荷主・業界それぞれのイメージを背負って走っているんだよ。危険な運転をするドライバーが一人でもいると、頑張っているみんなのイメージを悪くさせるからね」 Bさん「それと、一般ドライバーがまゆをひそめるような運転をする会社に、大切な荷物を預けようとは思わないもんね」 Aさん「僕たちは一般ドライバーの手本にならないと。「さすが」と言われる運転マナーや技術を身につけていたもんだよ」



●車間距離の詰めすぎに注意

Bさん「あと、一般ドライバーに怖いと思わせるのは車間距離の詰めすぎかな」 Aさん「そうだね。トラックは上から道路を見下ろすことになるので、車間距離が空いているように見える。それで、つい車間距離を詰めているトラックも多いね」 Bさん「乗用車を運転していて後ろからトラックが車間距離を詰めながら接近してきたら……、想像しただけで怖いよ」 Aさん「また、前方にトラックや信号機があると、そっちに視線が向いて直前の車を見落とすしやすくなる。車間距離を詰めていると、さらに事故の危険が高くなる」 Bさん「本当にその通り。前に車間距離をテーマにした講習会で、実際に車間距離をとっていても、前の車のルームミラーには、僕が思っている以上に大きく映っていて、改めて車間距離をしっかりとろうと思ったことがある」 Aさん「車間距離の確保は、安全運転の第一歩。プロドライバーとしては、一般ドライバーから怖いと思われないための第一歩でもあるしね」

●高速道路で電光掲示板を見落とさない

Bさん「一般ドライバーに怖い思いをさせないということでは、高速道路は特に注意しないといけない。わ

ずかぬミスで、怖いを通り越して命を奪ってしまうからね。僕はスピードダウンと車間距離の確保に加えて、電光掲示板を見落とさないように気をつけているよ」 Aさん「電光掲示板は、事故や故障車、落下物、渋滞、道路工事など、この先でドライバーが警戒しなくてはならない危険な状況を前もって知らせしてくれるから、安全走行をする上で欠かせない情報だからね」 Bさん「交通状況は常に変化している。それを早めに把握することで、先の危険が予測できるし、注意の仕方も変わってくる。対応が後手後手になることもなくなる」 Aさん「電光掲示板の情報を事前に把握して準備しておけば、一般ドライバーの命を奪うことはもちろん、一般ドライバーに怖い思いをさせないこともない。電光掲示板をしっかりと利用して、一般ドライバーを守る運転をしてもらいたいな」

●東北道佐野SA(下り)でドライバー交替の実証実験を実施

東北道佐野SA(下り)でドライバー交替の実証実験を実施。ドライバーの疲労軽減と安全運転の促進を図る。実験は7月9日に実施された。結果、ドライバーの疲労軽減と安全運転の促進が確認された。

●愛知県トラック協会(寺岡洋一会長)は7月8日、中日高速道路(NEXCO中国)と合同で、名神高速道路尾張二

愛知県トラック協会(寺岡洋一会長)は7月8日、中日高速道路(NEXCO中国)と合同で、名神高速道路尾張二。清掃活動を実施し、道路の清掃と安全運転の促進を図る。

●全下協協行事予定

- 7月23日 第20回利用促進・積合せ部会
7月24日 第61回物流政策委員会
8月1日 第45回食料部会
8月2日 第45回食料部会
8月2日 全国専務理事業務連絡会議

●梅雨明け以降の酷暑を体感管理徹底を呼びかけ

梅雨明け以降の酷暑を体感管理徹底を呼びかけ。夏季における運転者の体感管理徹底を呼びかけ、安全運転の促進を図る。

●改正概要

- (1)酒酔い・酒気帯び運転に係る行政処分基準の強化(トラック等)
●指導監督義務違反
●酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において、飲酒が身体に与える影響、飲酒運転、酒気帯び運転の禁止に係る指導が未実施
新設 初違反 100日車
再違反 200日車
●点呼の実施違反
●酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において、点呼が未実施
新設 初違反 100日車
再違反 200日車

●貨物自動車運送事業(車庫、増減車)に関するアンケート調査にご協力ください

貨物自動車運送事業(車庫、増減車)に関するアンケート調査にご協力ください。調査結果は業界全体の改善に活用されます。

●法令クイズ

- 1 疲労の影響が最も強く現れるのは、ペダル操作をする足である。(○×)
2 明るさが急に変わると、視力は一時急激に低下する。(○×)
3 衝撃力は、衝撃の作用が短時間に行われるほどその力は小さくなる。(○×)
4 先進安全自動車(ASV)を運転するときは、支援システムに任せて運転する。(○×)
5 下り坂を走行するときは、主にフットブレーキを使用する。(○×)

●全日本トラック協会(寺岡洋一会長)は7月8日、中日高速道路(NEXCO中国)と合同で、名神高速道路尾張二

全日本トラック協会(寺岡洋一会長)は7月8日、中日高速道路(NEXCO中国)と合同で、名神高速道路尾張二。清掃活動を実施し、道路の清掃と安全運転の促進を図る。

「ニューズ・ターミナル」(官公庁ニューズ等)

省 7月22日から追加公募を開始
モーターシフト加速化緊急対策事業

国土交通省は7月22日14時より、「モーターシフト加速化緊急対策事業」の追加公募を開始する。これは、荷主企業および貨物運送事業者等の物流に係る関係者等によって構成される協議会が、コナテラウンドユース等先進的なモーターシフトの取り組みを実施する場面に、モーターシフトの推進に資する機器の導入等を行う実証事業に要する経費の一部を補助するもの。

物流データの標準化促進に向けた取り組み

国土交通省では現在、「物流標準化促進事業費補助金(物流データの標準化促進に向けた取り組み)」の追加公募を行っている。

ほんのヒトコマ



それは、今日から自動インストールの「指紋判別済み指名手配犯・発見アプリ」……!?

法令クイズ

- 1. × (教則第4章第5節 安全に必要な知識など1-2) 疲労の影響は目に最も強く現われ、疲労の度が高まるにつれて、見落としや見間違いが多くなる。
2. ○ (教則第4章第5節 安全に必要な知識など1-3) 明るさが急に変わると、視力は、一時急激に低下する。トンネルに入る前やトンネルから出るときは速度を落とす。
3. × (教則第4章第5節 安全に必要な知識など2-3) 衝撃力は速度と重量に応じて大きくなり、また、固い物にぶつかるかのように、衝撃の作用が短時間に行われる。
4. × (教則第5章第9節 オートマチック車などの運転) 先進安全自動車(ASV)に搭載されているシステムは、運転者が責任をもって安全運転を行うことが前提になっており、過信せず限界や注意点を理解して運転すること。
5. × (教則第6章第2節 危険な場所などでの運転1-4) 下り坂では、フットブレーキをひんばんに使い過ぎると、急にブレーキが効かなくなることがあり危険。

図1 深夜割引見直しの具体的な内容

- 1. 深夜割引見直し
(1) 割引計算の方法
→従来は料金所通過時間に加え、高速道路内にETC無線通信専用アンテナを設置して、各アンテナから車両ごとの通信記録を収集し、それらのデータに基づいた割引対象距離により深夜割引の還元率(通常料金に対して実際に後日還元される比率)を算出する。
(2) 上限距離の設定
→割引対象距離を増大させることを目的とした「速度超過」などの無謀な運転を抑制し、引き続き安全・安心の高速道路を利用できるよう、割引対象距離に上限を加える。
(3) 長距離利用の通行料金負担増や新たな交通集中を抑制することを目的とした激変緩和措置(5年程度)の実施
→深夜割引適用車両のうち、1,000km以上走行した場合は、1,000kmを超える部分を割引対象走行分に追加。
→22時台に高速道路から流出した車両は、22時台に走行した分の還元率を最大20%とする。
(4) その他
① 割引対象路線
→深夜割引の対象路線は現在から変更なし。
② 後日還元型割引制度への変更
→車両ごとの通信記録を収集し、それらのデータに基づいた割引対象距離により深夜割引の割引相当額を算出するため、その処理に一定の時間を要することから、割引適用方法を変更し、現在の平日朝夕割引と同様に、「ETCマイレージサービス」または「ETCコーポレートカード」への後日還元型による割引制度に変更する。
※割引相当額は、ETCマイレージサービスを利用した場合は還元額、ETCコーポレートカードを利用した場合は請求時に差し引かれる額をいう。
2. 長距離運送減額の拡充
→今回の割引見直しの運用開始とあわせて、長距離利用の通行距離負担増を軽減することを目的に、400kmを超える走行を対象に、長距離運送減額を拡充する。

図2 深夜割引見直し後の上限距離の設定(無謀な運転の抑止策)

Table with 2 columns: 車種区分等, 上限距離. It details the calculation of the maximum distance for the night discount based on vehicle type and driving behavior.

Advertisement for P-EYE. It features a large image of a man in a dark jacket looking at a stack of P-EYE air filters. The text says '相棒は、大切にするもんだ。' (My partner, I cherish him.) and '純正ブランドメーカーとの直接取引 / 愛車に優しい低燃費フィルター 最高の製品をベストプライスで!!'. At the bottom, it says 'ピーコックエレメント製造株式会社' and provides contact information.

Advertisement for a grant application. It features a QR code and text about a grant for small and medium-sized businesses. The text says '「個人情報保護法」の遵守を呼びかけ 個人情報保護委員会の個人情報保護委員会では、現在、個人情報保護に関する法律(個人情報保護法)に関する広報活動を展開している。' and '個人情報保護委員会(独)中小企業基盤整備機構(中小機構)は現在、「事業継続力強化計画」の新規策定を希望する中小企業・小規模事業者に対し、防災・減災の事前対策等の見直しを専門家による計画策定・申請支援(ハンズオン)を実施している。' It also mentions a grant for environmental measures and a grant for labor safety.

時間外労働上限規制や改正改善基準告示を踏まえた労働時間管理方法

寄稿

全国社会保険労務士会連合会 働き方改革推進特別委員会委員 特定社会保険労務士 石原 清美氏

粘り強く自社の問題点をあぶり出し 諦めずに適正な労働時間管理の実現を

この4月から自動車運送業者の時間外労働上限規制(年960時間)と、改正「自動車運送業者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)が適用されています。いわゆる「物」(時間外労働上限規制)や「人」(改善基準告示)への対応に「労法」について、特定社会保険労務士 労働時間管理方法、「賃金制度・評価」の石原清美氏に寄稿いただきます。

はじめに

「働き方改革」による自動車運送業者の時間外労働上限規制は、「自動車運送業者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)ととも、令和6(2024)年4月から適用が開始されました。適用後数ヶ月が経過した現在、社会保険労務士への相談・質問が増えているのが、「2024年問題」への対応についてです。

お問い合せ内容に関しては、「現状のままの取り組みでも問題はないのか」、「2024年問題」対策のために行わなければならない労務上の対策がないか」との声を聞かれます。ここでは

「一般労働者」と「自動車運送業者」との違い

平成30年の働き方関連法改正にあたり、自動車運送業者と一般労働者の時間外労働上限規制は同じく「原則」年360時間(月45時間)となりました。そして特別条項により、自動車運送業者の上限は「年960時間」と定められその時間を超過する

図1 「貨物自動車運送事業に従事する自動車運送業者の1箇月についての拘束時間の延長に関する協定書」

具体的な時間外労働削減策

自動車運送業者の労働時間削減方法として、始業時刻を決めて、日常点検や業務前点検を、出発

きません。経営者・管理者が明確な改善のためのビジョンを打ち出し、ドライバーに対して説得力のある施策を講じ、同じ目標に向かって会社とドライバーが互いに協力することが重要です。

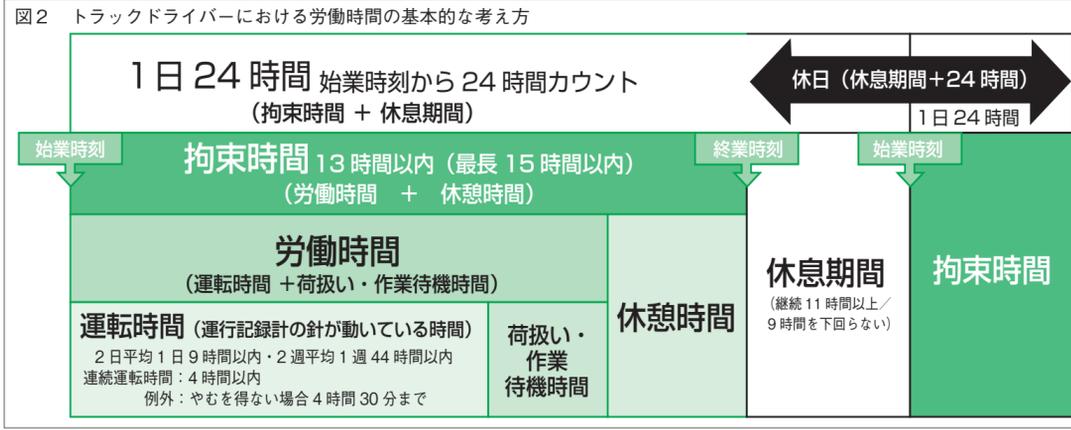
時間外労働上限規制と法定休日との関連性

一般労働者の時間外労働上限規制時間は「年720時間以内」で、その中に法定休日労働時間(労基法第35条・法定休日)が含まれますが、自動車運送業者の「年960時間以内」には、法定休日労働時間が含まれません。

改善基準告示の改正と正しい労働時間管理

改善基準告示などの労働時間管理は、ドライバーがデジタルの操作を行ってさえいけば、その記録を基に、法に抵触しているかどうか分かります。デジタル導入時にはボタン操作が出来ないドライバーがいると聞きますが、

現状での改善すべき点は、会社によって違いがありますが、どのようにつづつ対応していくことが肝要です。トラック運送業者に



KYOKUTO さらなる軽量化と高い作業性を実現。リフト能力1,500kgを誇るGM1500 NEW。さらなる積載量の確保を実現、業界トップクラスの台車乗込み性能を実現、キャストストップパの機能性向上、プラットフォームの安全性向上、エラーランプ搭載によるサービス性向上。

飲酒運転根絶に向けたトラック運送業界の 取り組みの強化について

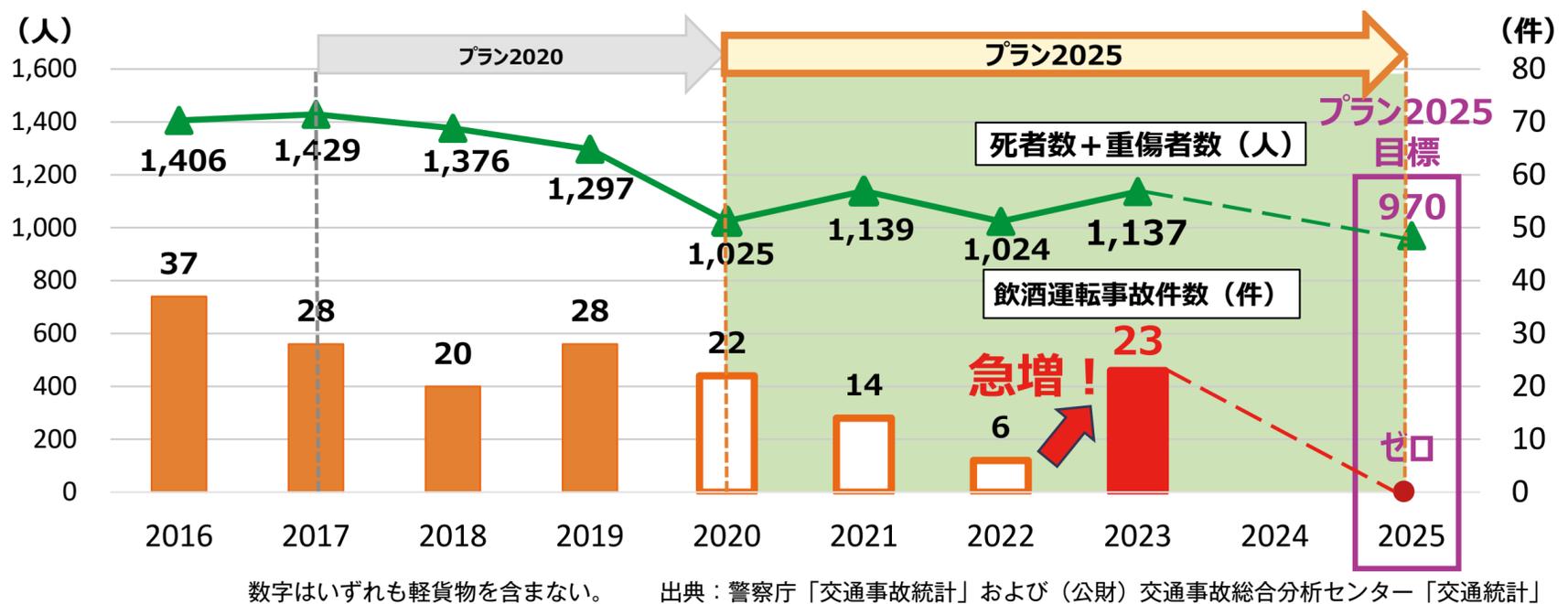
飲酒運転の根絶に関しては、「トラック事業における総合安全プラン2025」において、「飲酒運転ゼロ」を目標に掲げ、令和3年9月の全ト協「交通対策委員会」での決議を踏まえ、各都道府県トラック協会とも連携しつつ、各種取り組みを積極的に展開しているところ、**令和5年中の事業用トラック（軽貨物を除く）の飲酒による人身事故件数は23件（警察庁）と急増しています（グラフ参照）。**

また、国土交通省が毎週発信するメールマガジン「事業用自動車安全通信」の情報等によれば、**令和5年中の物損事故を含む飲酒事案については35件が把握されています（中面を参照）。**

このような飲酒運転という反社会的行為の根絶を図るためには、トラック運送業界全体として決議内容を共有し、運送業界から「飲酒運転を根絶」するため、関係者一丸となって取り組みを推進して参ります。

◆ 全日本トラック協会

「トラック事業における総合安全プラン2025」における目標値と実績



決議

- 各事業所においては、乗務前後の対面点呼時はもとより、対面でなく電話その他の方法で行う点呼の場合においても、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認が確実にできる点呼実施体制が確立できているか再確認し、必要に応じた見直しを行う。
- 各事業所においては、交通安全運動等の機会をとらえ、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、運転者に対する飲酒運転根絶意識の徹底を図る。
- 各都道府県トラック協会においては、飲酒運転根絶にむけた他県の取り組み事例について情報の共有化を図り、各地域の実情に応じ、飲酒運転根絶にむけた効果的な取り組みを積極的に展開する。
具体的には、
 - ・会員事業所所属の全てのドライバーからの飲酒運転しないことの宣誓書の署名活動
 - ・フェリー乗り場、SA・PA、TSなどでのトラックドライバーに対する飲酒の有無の自主点検や、街頭啓発活動

令和3年9月6日
公益社団法人全日本トラック協会
交通対策委員会

飲酒運転に対する運転者への罰則

事故を起こさなくても違反だけで

(道路交通法)

酒酔い運転

- 5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金
- 違反点数35点
* 免許取消し(3年間は免許が取得できない!)

酒気帯び運転

- 3年以下の懲役
又は50万円以下の罰金

違反点数と行政処分

呼気1リットルにつき
0.25mg以上

25点

免許取消し
(欠格期間2年)

呼気1リットルにつき
0.15mg以上0.25mg未満

13点

免許停止
(90日)

* 上記の行政処分は、いずれも前歴が0回の場合です。

飲酒運転で人身事故を起こすと

(自動車運転死傷行為処罰法)

危険運転致死傷罪

- アルコールの影響により正常な運転ができない状態で人身事故を起こすと

死亡事故 → 1年以上20年以下の懲役

負傷事故 → 15年以下の懲役

- アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で人身事故を起こすと

死亡事故 → 15年以下の懲役

負傷事故 → 12年以下の懲役

※飲酒運転による死傷事故後に、さらに飲酒をしたり、その場を離れて酔いをさますなどの飲酒の程度をごまかす行為をすると「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪」が適用され、12年以下の懲役となります。

過失運転致死傷罪

- 危険運転致死傷罪が適用されない場合でも、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させると

7年以下の懲役もしくは禁錮
又は100万円以下の罰金

飲酒運転に対する事業者への行政処分

運転者が飲酒運転を引き起こした場合

初違反 100日車
再違反 200日車

★上記行政処分に加えて、事業者の指導監督義務違反や下命・容認等があった場合は、下記の行政処分が行われます。

事業者が飲酒運転を下命・容認した場合

違反営業所に対して
14日間の事業停止

飲酒運転を伴う重大事故を引き起こし、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して
7日間の事業停止

運転者が飲酒運転を行い、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

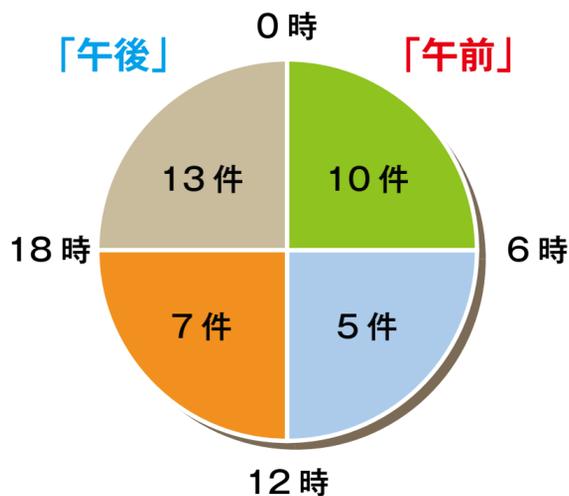
違反営業所に対して
3日間の事業停止

事業用トラックドライバーの飲酒運転事案が相次ぐことにより「飲酒運転は運送業界全体の体質的問題」ととられかねません。また、こうした状況が引き続き発生するような事態となれば、エッセンシャルな運送業界の社会的信頼性は著しく失墜してしまいます。

「飲酒運転」という反社会的な行為の根絶を図るため、関係者一丸となって効果的に取り組みます。

No.	発生日時	車籍地	発生地	死傷状況		事故の概要
				死亡	負傷	
22	7月15日 18時30分	滋賀県			1	滋賀県に営業所を置く 中型トラック が交差点に赤信号で進入し 乗用車と接触 した。この事故により乗用車の運転者が軽傷を負った。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。
23	7月19日 15時25分	新潟県				新潟県に営業所を置く 大型トラック が交差点において赤信号に従い前車に続いて停止した際、即時にその場で 眠り込んでしまい数十分間停止状態 でいたところ、警察官の職務質問を受け酒気帯び運転が確認された。運転者は、乗務途中にコンビニエンスストアにおいて缶酎ハイを購入し、予め持参していたタンブラーに移し飲みながら運転をしていた模様。当日8時53分ごろに実施した乗務前点呼においてはアルコール反応は確認されなかった模様。
24	7月21日 18時00分	鳥取県	兵庫県			鳥取県に営業所を置く 大型トラック が高速道路PA内において、 接触事故を起こす が通報せずその場を離れた。事故後、警察から営業所に連絡があったことから当該運転者は事故現場へ戻ったところ、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。当該運転者は、事故後、別のPAにおいて飲酒していた模様。
25	7月26日 4時48分	新潟県	山梨県		1	新潟県に営業所を置く 大型トラック が高速道路を走行中、路肩付近で 停車していた車両に気付かず に追突した。この事故により追突された車両の運転者が軽傷を負った。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。7月25日22時36分ごろに長野県において実施した中間点呼においてはアルコール反応は確認されず、その後乗務中に飲酒した模様。
26	8月11日 4時28分	広島県	山口県		1	広島県に営業所を置く 大型トラック が赤信号を青信号と誤認して交差点に進入し トラックと衝突 した。この事故により相手方運転者が重傷を負った。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。運転者は、8月10日19時30分ごろに夕食(飲酒あり)をとり、同日22時ごろから仮眠し、8月11日4時15分ごろ運行を開始した模様。
27	8月17日 21時31分	福島県				福島県に営業所を置く 大型トラック が空き地に敷設してあった 電柱に車両前部左側から衝突 した。この事故による負傷者はいない。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。当該運転者は、当日18時ごろ休息場所に到着し飲酒したが、寝付けず運行を再開した模様。
28	8月26日 6時40分	沖縄県				沖縄県に営業所を置く 大型トラック が信号が青から赤に変わったため急ブレーキをかけ 街路樹に追突 した。この事故により負傷者はいない。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。事故当日の当該車両の出庫時間帯に運行管理者不在であることから点呼を実施していない模様。当該運転者は、事故前日に自宅にて飲酒したアルコールが残っていた状態であった模様。
29	10月31日 17時15分	岡山県	兵庫県			岡山県に営業所を置く 大型トラック が高速道路を走行中、 工事規制のパイロンを数個はねた が停車せずそのまま走行。警察からの要請により営業所から運転者に連絡し事故現場に戻るよう指示したが、連絡が途切れた。その後も 料金所の支柱や防音壁に衝突 したが停止せずそのまま走行した。その後運転者と連絡が取れ、アルコール検査を実施したところアルコール反応が確認されたため、事業者は運行停止を指示した後、警察が到着し検挙された。この事故による負傷者はいない。当該運転者は、同日13時25分ごろ休息の為高速道路PAに駐車し、家から持参した焼酎を飲酒し寝ようとしたが寝つけず、同日15時54分ごろに当該PAを出発した模様。
30	10月31日 22時30分	栃木県				栃木県に営業所を置く 大型トラック が休息場所から出発した際に、 駐車場フェンス及び隣接する民家の壁に衝突 した。この事故による負傷者はいない。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。当該運転者は同日21時40分ごろ当該駐車場において運行中に購入した酒を飲み睡眠に入ったが、寝ぼけて夜間の配送と勘違いして、点呼も行わず運行を開始した模様。
31	11月1日 11時05分	東京都	栃木県			東京都に営業所を置く 準中型トラック が、曲がろうとしていた十字路を通り過ぎたことに気づき後退したところ、 停止していた後続の軽自動車に衝突 した。この事故による負傷者はいない。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。
32	11月5日 22時30分	福島県				福島県に営業所を置く 大型トラック が交差点において当該トラックの前を走行していた乗用車が右折レーンに車線変更したことから、大型トラックが直進レーンを走行し乗用車の左側方を通過していたところ、 乗用車が直進レーンに再度車線変更を行ったことで当該トラックの右側面後方と接触 したものの。この事故による負傷者はいない。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。同日21時43分ごろ実施した業務前点呼ではアルコールは検知されなかった模様。
33	11月16日 20時55分	京都府	青森県		1	京都府に営業所を置く 中型トラック が路面のわだちハンドルをとられて 路外に逸脱 した。この事故により、運転者が軽傷を負った。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。当該運転者は同日18時20分の乗務後点呼後飲酒し運行をした模様。
34	11月22日 22時44分	岐阜県	滋賀県			岐阜県に営業所を置く 小型トラック が交差点において赤信号で 停止していた乗用車に追突 した。この事故による負傷者はいない。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。当日は運行管理者不在のため点呼は実施されていない模様。
35	11月26日 9時44分	宮城県			2	宮城県に営業所を置く 大型トラック が交差点において赤信号で 停止中の軽自動車に追突 した。この事故により軽自動車に乗車していた2名が軽傷を負った。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。当該運転者は当日の乗務前点呼を行わずに出庫、運転開始直後から酒を飲み始めた模様。

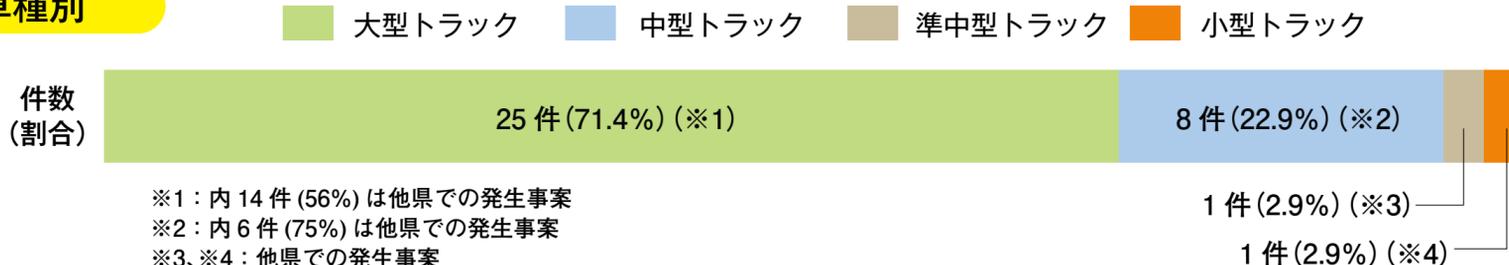
1. 飲酒事案発覚時刻



2. 飲酒実態 (国土交通省からの情報提供)

点呼が実施されなかった事例	15
点呼後の運行中に飲酒した事例	14
調査中	6
計	35

3. 車種別



参考情報

事業用トラックの飲酒事故事例(令和5年1月～12月31日)

出典：メールマガジン「事業用自動車安全通信」(国土交通省)等

No.	発生日時	車籍地	発生地	死傷状況		事故の概要
				死亡	負傷	
1	1月9日 7時40分	熊本県			1	熊本県に営業所を置く 大型トラック が 信号待ちの車両に追突 した。この事故により、衝突した車両に乗車していた者が軽傷を負った。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。当日は、運行管理者不在のため、乗務前点呼を受けずに出庫した模様。
2	1月14日 19時27分	愛知県	福井県		1	愛知県に営業所を置く 大型トラック が交差点において 左から進入してきた軽自動車と衝突 した。この事故により軽自動車の運転者が軽傷を負った。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。当日の乗務前点呼ではアルコール反応はなかった模様。
3	1月16日 14時32分	千葉県				千葉県に営業所を置く 大型トラック が交差点において左折専用レーンを左折せずに直進し、交差点内第2車線を並走していた 大型トレーラの左側面後方部分と自車トラック右側前部が衝突 した。この事故による負傷者はいない。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。当日の乗務前点呼ではアルコール反応はなく、運転者は昼休憩時に飲酒した模様。
4	1月17日 0時19分	島根県	兵庫県			島根県に営業所を置く 大型トラック が第1車線から第2車線に車線変更をしようとした際、 第2車線を走行していた車両に接触 した。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。
5	1月27日 18時57分	京都府				京都府に営業所を置く 大型トラック が 営業所敷地内において他の車両と接触 した。この事故による負傷者はいない。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。当該運転者は昼休憩時に缶ビールを飲んでいたのである。
6	2月4日 0時45分	茨城県	滋賀県			茨城県に営業所を置く 大型トラック が高速道路のSAにおいて駐車のために後退した際、 停車中の車両に接触 した。この事故による負傷者はいない。事故発生直後、警察と事業者社長へ連絡し警察の到着を待つ間、運転者は気が動転し、車内に保管していた缶酎ハイを飲酒した模様。
7	2月28日 16時00分	兵庫県			1	兵庫県に営業所を置く 大型トラック が信号待ちをしていた 停車中の乗用車に追突 し、その弾みで追突された乗用車が前方の回送中のバスに追突した。この事故により、乗用車に乗車していた者が軽傷を負った。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。なお、同日8時の乗務前点呼においてアルコール反応はなかった模様。
8	3月2日 3時00分	宮城県	岩手県			宮城県に営業所を置く 大型トラック が運転操作を誤り 路外逸脱し水路に転落 した。この事故による負傷者はいない。当該運転者は、車両の鍵を持ち帰っており点呼未実施のまま同日1時22分頃出発した。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。
9	3月8日 14時47分	大阪府	福岡県		1	大阪府に営業所を置く 大型トラック が高速道路を走行中追越し車線に車線変更しようとしたところ、 追い越し車線を並走する乗用車に衝突 した。この事故により、並走していた乗用車の運転者が軽傷を負った。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。当該運転者は3月7日の朝に営業所で対面点呼を受け出庫して以降、点呼は実施されていない模様。
10	3月10日 23時18分	新潟県	秋田県		1	新潟県に営業所を置く 中型トラック が休息を取る為駐車しようとして後退したところ、隣に 駐車していた乗用車に衝突 した。この事故により乗用車に乗車していた者が軽傷を負った。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。
11	3月13日 11時50分	島根県	愛知県			島根県に営業所を置く 中型トラック が交差点において 右折待ちしていたトラックに追突 した。この事故による負傷者はいない。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。荷待ちの時間に飲酒した模様。
12	3月26日 16時50分	岩手県	青森県			岩手県に営業所を置く 大型トラック が高速道路走行中右カーブにおいて 左側壁に衝突 した。運転していたのは元社員(運転者)で、営業所から勝手に車両のカギを持ち出し同車両を運転していた模様。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。
13	3月31日 4時30分	兵庫県	東京都		1	兵庫県に営業所を置く 中型トラック が 停車中のトラックに接触 した。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。運転者は3月30日23時ごろ夕食(飲酒含む)を取り休息に入った模様。
14	4月4日 13時30分	青森県	岩手県		2	青森県に営業所を置く 大型トラック がセンターラインをはみ出し スノーシェルターと対向してきた乗用車に衝突 した。この事故により、当該トラック運転者及び乗用車の運転者が軽傷を負った。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。同日9時00分ごろ乗務前点呼(電話)を実施しアルコール反応は確認されなかった模様。運転者は、同日11時ごろコンビニでアルコールを購入し飲みながら運転した模様。
15	4月11日 0時55分	愛知県	岐阜県		1	愛知県に営業所を置く 大型トラック が高速道路を走行中右側の 中央分離帯に衝突 した。この事故により運転者が重傷を負った。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。運転者は予定していた休息を取らずに運行管理者の指示を受けることなく運行し、事故直前に、運転者はコンビニで弁当と酎ハイ500mlを2本を購入し飲みながら運転した模様。
16	4月15日 18時18分	兵庫県			2	兵庫県に営業所を置く 大型トラック が交差点において赤信号で 停車していた乗用車に追突 し、追突された乗用車が前の軽自動車に追突した。この事故により乗用車と軽自動車に乗車していた者が軽傷を負った。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。当日の乗務前点呼においては、予定していた点呼執行者が体調不良であったため対面点呼は行われておらず、アルコールチェッカーも使用していなかった模様。なお、運転者は荷卸し後営業所へ戻る途中に飲酒をした模様。
17	4月27日 0時48分	福岡県	岡山県			福岡県に営業所を置く 中型トラック が高速道路PA内で車両を動かし後退した際、 停車中の乗用車に接触 した。この事故による負傷者はいない。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。当該運転者は、4月26日12時36分に対面点呼を実施した際にアルコール反応はなかったが、17時30分ごろ別の高速道路PAに到着して休憩した際に飲酒し18時30分ごろ出発。19時39分に当該PAに到着し電話点呼を実施するが運転者から飲酒の申告はなく、その後再度飲酒した模様。
18	4月27日 3時31分	佐賀県	兵庫県			佐賀県に営業所を置く 大型トラック がコンビニエンスストア駐車場において休憩中、別の駐車スペースに車両を移動させようとした際、左側に 駐車していたトラックに接触 した。この事故による負傷者はいない。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。運転者は4月26日21時43分ごろ乗務後点呼(電話)を実施し休息に入り、同日22時ごろ当該コンビニエンスストアにてビールを購入し飲酒後、23時頃まで睡眠していた模様。
19	6月2日 22時00分	静岡県	神奈川県		1	静岡県に営業所を置く 中型トラック が高速道路PAに駐車中に車両が動いてしまい前方に 駐車していたトラックに衝突 。戻ろうと後退した際に運転操作を誤り後方のトラックに衝突した。この事故により衝突されたトラック運転者が軽傷を負った。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。運転者は同日20時ごろ、当該PAにおいて休憩中、前もって購入していた缶酎ハイを飲んだ模様。
20	6月8日 0時08分	佐賀県	岡山県			佐賀県に営業所を置く 大型トラック が高速道路の第2車線を走行中、工事規制が終了したと勘違いし車線変更したところ、 工事のため使用されていたカラーコーンに接触 した。この事故による負傷者はいない。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。当該運転者への電話点呼は行われずに、6月7日22時15分に出発した模様。
21	7月10日 21時15分	富山県				富山県に営業所を置く 中型トラック が判断を誤り 電柱に接触 した。事故後、当該運転者の酒気帯び運転が確認された。